

「SNS を活用した投稿キャンペーン等業務委託」  
プロポーザル仕様書

1 業務名

SNS を活用した投稿キャンペーン等業務

2 業務目的

外国人観光客が日本を旅行する前の情報収集手段として、SNS が大きな役割を占めているところである。

和歌山県内には、昨年でも約 40 万人の外国人観光客が訪れているため、これらの外国人観光客にインスタグラム等の SNS を通じて和歌山県の魅力の発信を行ってもらうことにより、自国のフォロワーに対して和歌山県の認知度の向上を図る。

3 契約予定期間

契約締結日から平成 29 年 3 月 28 日まで

4 見積もり限度額

2, 000, 000 円（消費税及び地方消費税含む）

5 業務概要

県で新たに設ける外国人専用のインスタグラムのアカウント（英語）を活用して、外国人観光客を対象としたインスタグラム等の SNS への投稿キャンペーンを実施すること。その際、県多言語ウェブサイト「Visit Wakayama」及びアプリケーション「KANSAI Free Wi-Fi (Official)」の周知を併せて行うこと。

(1) SNS の活用条件

ア. 対象市場

- ・別添「県内外国人宿泊者数の推移（国・地域別）」、「和歌山県インバウンドターゲット国・地域」を参考として、最も効果的な対象市場への取組を提案すること。

イ. 活用する SNS

- ・県が設ける外国人専用のインスタグラムのアカウント（英語）を活用すること。その他の SNS についても、提案を受けるものとする。

（参考）

県で運営する外国人観光客を対象とした SNS

・Facebook（アカウント名）：Visit Wakayama

・微博（アカウント名）：日本和歌山県

ウ. 周知方法

- ・投稿キャンペーンに関するページを和歌山フリーWi-Fi ポータルサイトを運営する AWS サーバ上に新規インスタンス作成し構築すること。
  - ・ドメイン取得にかかる費用に関して、本見積りに含めること。
- （ドメインは、現状の和歌山フリーWi-Fi ポータルサイトで利用している

wifi.visitwakayama.jp のサブドメイン利用も可能。)

(参考)

和歌山フリーWi-Fi ポータルサイト

<https://wifi.visitwakayama.jp/jp/>

- ・キャンペーン周知及び投稿を促進するため、分かりやすいキャンペーン名称、ホームページや SNS 等への広告の掲載、観光拠点への PR ブースの設置、投稿者へのプレゼントなどの取組等を提案すること。
- ・写真、キャッチコピー等をデザイン・レイアウトした、投稿キャンペーン等に関する効果的なポスター、チラシ等を提案・制作すること。

なお、ポスター、チラシ等については、県から県内の各観光協会や観光案内所、和歌山フリーWi-Fi 整備店舗、交通事業者、宿泊施設へ送付予定であるが、その他の有償での設置を含む効果的な設置場所があれば提案すること。

《最低印刷枚数》

- ・ポスター 200 枚 (B1 片面 4 色)
- ・チラシ 1,000 枚 (A3 片面 4 色)  
30,000 枚 (A4 両面 4 色)
- ・テーブルテント 1,000 枚 (幅 100×高さ約 140×奥行 60 (mm)  
程度 両面 4 色)

#### エ. その他

- ・当該キャンペーンによる投稿目標件数及びその根拠を提案書に盛り込むこと。
- ・キャンペーン期間は約一ヶ月間とし、契約後 (2 月上旬見込み) 速やかに開始すること。
- ・キャンペーン終了後、次年度以降の SNS の運用方法についても提案を行うこと。

#### (2) 実施体制等

ア 業務性質を鑑み適任者を配置すること。

イ 業務従事者を明記した体制を示す書面を県に提出し、業務従事者のうち 1 名を作業責任者として指名すること。なお、作業責任者を変更する場合は、あらかじめ連絡すること。

### 6 成果品

#### (1) 提出書類

- ・事業効果検証に関する報告書

なお、提出書類の体裁、とりまとめ方法等については、和歌山県担当者と打合せのうえ作成すること。

#### (2) 提出媒体及び部数

- ・紙媒体および電子媒体 (CD-R 等) 2 部

#### (3) 成果品の納入場所

- ・和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課  
(640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1 番地の 1)

## 7 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、県担当課と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- (2) この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、県担当課と協議のうえ決定すること。
- (3) 本業務により製作された成果物の著作権は和歌山県に帰属すること。
- (4) 本業務により知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を取得した場合は、この事業の目的以外には使用してはならない。これは受託期間終了後も同様とする。
- (5) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、和歌山県の責めに帰すべきものを除き、受託者の責任において対応すること。

和歌山県 インバウンドターゲット国・地域

■東アジア

中国、香港、台湾、韓国

■東南アジア

タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、  
ベトナム、インド

■欧米豪

フランス、スペイン、イタリア、イギリス、ドイツ

アメリカ、カナダ

オーストラリア、ニュージーランド

(参考)

平成27年度 外国人宿泊者数

[http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062500/documents/kaigai  
syukuhakusya.pdf](http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062500/documents/kaigai_syukuhakusya.pdf)

